

学校法人群馬育英学園 行動計画

本学園では、次世代育成支援対策推進法に則り、以下の行動計画を策定する。

職員が仕事と子育て環境の両立ができるように、生活の調和を図り職員全体が個人の持つ能力を発揮し、健康で働きやすい職場環境を作るための行動計画とする。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日(5年間)

2. 内容

目標 1 年次有給休暇の取得を促進する

《対策》 令和3年度より以下の項目について実施を行う

- ◎ 年間に、原則複数回の年次有給休暇の取得奨励期間を設定し取得を促進する。
- ◎ 各課において、職員の休暇取得予定表を作成し、取得しやすい環境づくりを行う。

目標 2 育児休暇制度について男性職員に対する取得を奨励する

《対策》

- ◎ 令和3年度中に、全教職員に対して育児休暇制度の内容について周知する。
- ◎ 令和3年4月から、生児の養育のための休暇を男性職員にも取得を促進する。
- ◎ 令和3年4月から、看護休暇の対象とする子供を、中学校就学前までに拡大する。